

香芝市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

香芝市長 三 橋 和 史

### 香芝市条例第3号

香芝市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

香芝市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表7の項中「130,000円」を「1校につき130,000円」に、「児童・生徒数」を「児童及び生徒の数」に、「40円」を「80円」に、「110,000円」を「1校につき110,000円」に、「48,000円」を「1校につき48,000円」に、「70,000円」を「1施設につき70,000円」に、「乳児・幼児数」を「乳児及び幼児の数」に、「63,000円」を「1施設につき63,000円」に、「26,000円」を「1園につき26,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。